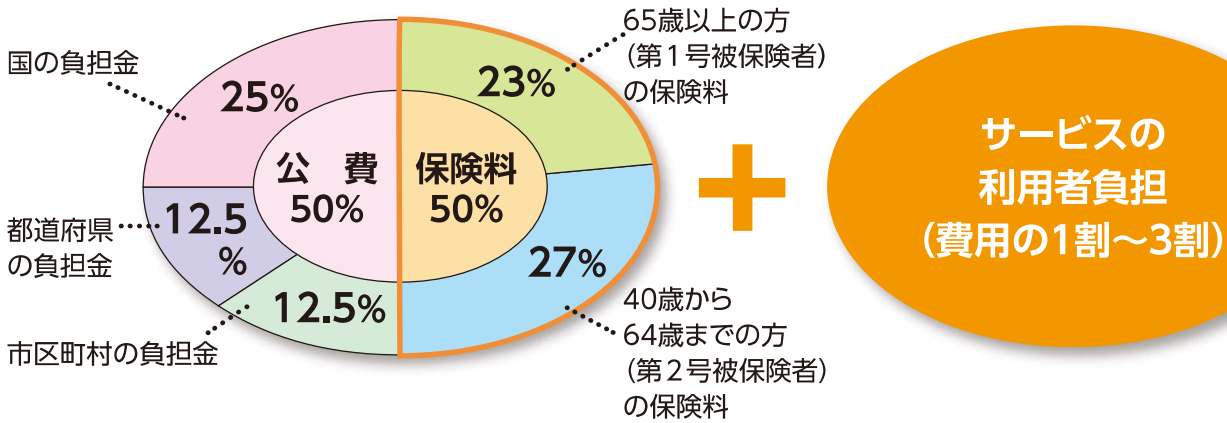


介護保険の財源

保険料は私たちのまちの介護保険を運営していく大切な財源です。下のグラフのように、40歳以上の方が納める保険料と、国や都道府県・市区町村の負担金、そして利用者負担からなっています。これらの貴重な財源は、みなさんが利用するサービスに対する保険給付費にあてられます。



保険料を納めないでいると…

滞納していた期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上
滞納すると…

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、その後、利用者からの申請により保険給付分(費用の9割～7割)が支払われます。

[介護保険被保険者証に記載されます]



1年6か月以上
滞納すると…

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。



2年以上
滞納すると…

利用者負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等(26・27ページ参照)が受けられなくなります。

[介護保険被保険者証に記載されます]



こんなときは保険料の相談をしてください

自然災害や事故、火災などに遭遇したり、世帯の生計を維持する方が死亡または心身に重大な障害を生じて収入が著しく減少した場合などは、申請により保険料が減免されたり猶予されることがあります。

介護保険料の支払いが困難な場合には、浜田地区広域行政組合の窓口までお申し出ください。